○国土交通省告示第千六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と百四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡上川町字白川国有林

二一七九林班わ小班　一号から二十二号まで、二十六号から二十八号まで、三十二号及び三十三号

二一七九林班イ小班　二十三号から二十五号まで、二十九号から三十一号まで、三十四号及び三十五号

二一八四林班ロ小班　三十六号

二一八五林班イ小班　三十七号及び三十八号

二一八五林班ぬ小班　三十九号、四十号、四十二号から四十四号まで及び五十五号

二一八五林班い小班　四十一号、五十号から五十四号まで及び五十九号から六十二号まで

二一八五林班り小班　四十五号から四十九号まで

二一八五林班ろ小班　五十六号から五十八号まで

二一八五林班よ小班　七十一号から七十八号まで、九十四号及び九十五号

北海道上川郡上川町字東雲　六十三号から七十号まで、七十九号から九十三号まで及び九十六号から百十号まで

五二九番三　百十一号から百四十三号まで

五二九番二

○国土交通省告示第千六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸蔦別川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道帯広市岩内町国有林帯広事業区

三〇〇林班へ小班　一号から四号までは小班五号から七号まで

ち小班　八号から十四号まで、十六号から二十七号まで及び三十二号

い小班と小班　十五号

ぬ小班　二十八号から三十一号まで及び三十三号

る小班　三十四号から四十四号まで

ほ小班　四十五号及び四十六号

ろ小班　八十九号

二九九林班ろ小班　四十七号から五十五号まで

二八九林班ほ小班ろ小班　五十六号から六十五号まで

二八八林班よ小班　六十六号から七十九号まで

八十号から八十八号まで

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十四日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第16501号	電気式日射計の感部（全天）CHF－SR11	東京都豊島区池袋四丁目2番11号	クリマテック株式会社	平成28年9月2日
第16502号	風車型風速計の感部（デジタル型のもの）（微風速）KVS－500B	東京都目黒区自由が丘一丁目20番19号	光進電気工業株式会社	平成28年9月2日

○東北地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
気仙沼市本吉町菅の沢二〇番四から同市本吉町卯名沢三番一まで	前	A 一三・五〇～九〇・〇〇	一・五二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一三・三〇～九二・〇四	一・三四九	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
気仙沼市本吉町二十一浜一七〇番一から同市本吉町菅の沢二四三番一まで	前	A 一〇・〇九～三六・二三	〇・六〇〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一〇・〇九～三六・二三	〇・六〇〇	
		C 九・二五～九・二五	〇・三七七	
		一三・八九～九〇・四三	〇・六〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市本吉町二十一浜一六四番一から同市本吉町二十一浜一二四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月十四日